

地方公共団体における消費者教育の事例集

~ 73事例 ~

資料1-3

平成25年6月 消費者庁

1. 学校における消費者教育

大和市(神奈川県)	校長会への働きかけにより実現した中学校での出前講座
新潟市(新潟県)	学ぼう！学校で消費者教育 ～消費者団体の持つ食品や食生活などに関する知識の提供～
能美市(石川県)	高校における消費者問題に関する出張学習会
勝山市(福井県)	児童館における金融教育講座 ～遊びながらもきちんと家計管理や生活設計の大切さを学ぶ～
浜松市(静岡県)	「巡回学生講座」 ～中学校における消費者教育に関する授業の実施～
伊勢市(三重県)	小・中学校の授業と連携した消費者教育の実施
長洲町(熊本県)	小・中学生向け、家計管理・金銭感覚養成講座の実施
大分県	教育委員会との連携による効果的な消費者教育の実施
つくば市(茨城県)	大学と連携した消費生活講座(出前講座)
埼玉県	県内の高校及び大学と連携した「不当表示広告調査」
京都市(京都府)	大学における消費者教育講座 ～単位互換制度による取組～
三重県	大学と消費生活センターの連携による消費者啓発教材の作成

2. 地域社会における消費者教育

札幌市(北海道)	地域の団体や学校と連携した講師派遣講座、体験テスト講座
留萌市(北海道)	市街地の大型店舗内への啓発コーナーの設置による消費者教育の展開
青森県	「消費生活大学講座」・「消費生活大学院」等による消費者教育の推進
秋田市(秋田県)	保健所との連携による出前講座
郡山市(福島県)	消費生活センター職員や外部講師による出前講座での周知啓発(移動消費生活センター)
上越市(新潟県)	どこでもトーク、消費者教育出前講座！
石川県	消費生活支援センターによる時宜を得たテーマの消費者セミナー等の実施
中野市(長野県)	警察署を始め府内外との連携による「高齢者消費者被害防止塾」
名古屋市(愛知県)	知的・精神障害者向けの金銭教育
鳥取県	大学と消費生活センターとの連携による公開講座
香川県	市町教育委員会と連携した消費者教育(講座) ～年間約12,000人が参加～
射水市(富山県)	県の金融広報委員会と連携した市民向けの金融経済講座
静岡県	消費生活の視点から地球環境を考える環境教育の実施
兵庫県	消費者団体と連携した消費者学習の推進について ～「ひょうご暮らしの大学」・「ひょうご暮らしの親子塾」～
那覇市(沖縄県)	「目指せ！かしこい母ちゃん講座」の実施 ～プレママとママを対象にした金銭教育～

消費者教育

3. 職域における消費者教育

八戸市(青森県)	市民団体等との協働による消費者トラブル防止の取組 ～市民団体による「出前消費者講座」と「啓発員養成講座」など～
豊田市(愛知県)	事業所の社員等に対する講座や高齢者を消費者被害からまもるための取組

4. 小・中・高校等の教職員による消費者教育

北海道	消費生活センターと教育機関、教育担当部局と連携した消費者教育 ～教員を対象にした消費者教育の指導者養成講座など～
盛岡市(岩手県)	「未来の教師」に出前講座！！ ～行政と教育機関との連携で実践に即した消費者教育を！～
山梨県	普及啓発専門スタッフ(教員)による小・中・高校生や高齢者を対象とした出前講座
岐阜市(岐阜県)	消費生活センターと学校とが連携した消費者教育の取組
徳島県	県教育委員会との連携と「くらしのサポーター」制度 ～教員の県消費者情報センターにおける長期社会体験研修など～
高知市(高知県)	小・中学校の授業で積極的な消費者教育が展開されるために
北九州市(福岡県)	「消費者教育推進員」(小学校校長OB)の活動を通じた消費者教育の展開
熊本県	「消費者教育指導者養成講座」の開催

5. 大学等の教職員による消費者教育

国分寺市(東京都)	大学と連携した学生や市民向けの講座
滋賀県	大学と連携した消費生活講座の実施について ～若い世代の中核的な人材の育成～

6. 消費者団体・NPO等の地域人材による消費者教育

士別市(北海道)	「消費者被害防止ネットワーク」から広がる市民・学校での消費教育事業
東庄町(千葉県)	社会福祉協議会を中心とした「消費生活見守り隊」の構築
練馬区(東京都)	区民参画(消費生活センター運営連絡会)による消費者教室
長野市(長野県)	紙芝居による消費者被害防止のための取組
大垣市(岐阜県)	地元警察署の事業と連携した中学校での出前講座と民生委員による寸劇
静岡県	地域の消費者団体と連携したきめ細やかな高齢者への啓発活動の実施
浜松市(静岡県)	市内の消費者団体による出前講座
倉敷市(岡山県)	「倉敷市消費生活学級連絡協議会」による啓発活動
佐賀県	NPO法人との協働 ～消費者教育テキストの作成～
大村市(長崎県)	「こどもを事故から守るプロジェクト」の教育・啓発活動

7. 事業者・事業者団体による消費者教育

品川区(東京都)	企業の社会貢献活動(CSR)と連携した「消費者教室」
野々市市(石川県)	ショッピングセンターとの連携による効果的な啓発 ～イベントスペースを利用した情報発信～
名古屋市(愛知県)	「名古屋市消費生活フェアの開催」と「消費者教育モデル校」事業の実施による幅広い世代への啓発 ～消費者・事業者・行政が一体となった取組～

8. 消費者による消費者教育

山形県	山形県消費生活サポーター制度による市民との連携
栃木県	くらしの安心サポーター制度
足立区(東京都)	「消費者通信大学(暮らしつくスクール)」
かほく市(石川県)	行政と消費生活推進員が協働する啓発活動
神戸市(兵庫県)	「神戸コンシューマー・スクール」の開講
山口市(山口県)	市内の大学と連携した取組 ～地域のまつりでの啓発活動～
北九州市(福岡県)	消費者学級(自主学習グループ)の活動支援
鹿児島市(鹿児島県)	地域に根ざした消費者教育の担い手育成 ～「地域消費者ガイド」と「地域消費者リーダー」

9. 消費者教育の資源(教材等)の作成・活用

仙台市(宮城県)	市民・学生等のプロジェクトチームによる消費者教育教材の作成
足立区(東京都)	産学公の連携による子ども向け教材「おかしいものゲーム」の作成
八王子市(東京都)	障がい者に対応した啓発資料の作成 (点字、音声CDなど)
金沢市(石川県)	消費生活に関する知識や対策を学ぶことができる通信制消費者講座
静岡市(静岡県)	中学生向けの消費者教育の副教材の作成と家庭科教員への研修の実施
大阪府	教育委員会と連携した消費者教育の推進について ～教育活動現場で活用できるDVD～
神戸市(兵庫県)	「神戸市消費者教育センター」の設立
島根県	ソーシャルメディアや漫画による消費者被害防止啓発活動
周南市(山口県)	知恵と工夫による啓発活動 ～イメージ戦略による啓発～
愛媛県	啓発教材を活用した注意喚起 ～笑いと笑顔で関心を引く工夫～
熊本県	「家庭科学習ノート」を活用した消費者教育の実施
鹿児島市(鹿児島県)	若年層への消費者教育 ～教職員等との協働による学習資料の作成など～
沖縄県	消費者教育テキストの作成 ～『社会をつなぐあなたの消費』～

～事例集から～

1. 学校における消費者教育

【熊本県長洲町】

小・中学生向け、家計管理・金銭感覚養成講座の実施

長洲町では、「長洲町消費者行政推進委員会」を設け、毎月1回、消費生活や、多重債務問題だけではなく、その要因である健康問題、家族問題等についての解決方法を検討し、住民を支援することを目的に定例開催しています。委員会は、副町長が実行委員長となり、消費者行政の担当である総務課のほか、生活保護、納税、福祉、子育て、学校教育、し尿汲み取り、上下水道等の担当職員から構成され、消費者教育NPO法人お金の学校くまもと、九州看護福祉大学、尚絅短期大学の教授等も参加しています。

この委員会で取り上げる相談事例等から、幼少期からお金の教育がなされなければ、多重債務を抱え生活困難な状況にはならなかつたのではないかという問題意識を持ち、小学校の授業でお金の教育を実施することとしました。

『家計管理セミナー』（小学6年生を対象とした「子どものためのお金の教室」、中学生の保護者を対象とした「親子のためのお金の教室」）は、消費者教育NPO法人お金の学校くまもとの提案を基に、町が企画し協働で実施したもので、企画には、PTA役員や保護者も参加してもらうほか、他校の保護者にも声をかけ、更に次の学校で実施しできるような工夫をしています。

1. 学校における消費者教育

【埼玉県】県内の高校及び大学と連携した「不当表示広告調査」

埼玉県では、不当表示に対する監視の強化と学生に対する消費者教育の推進を図り、消費者被害を防止することを目的として、県内の大学や県立高校と連携し、「不当表示広告調査」を実施しています。

この調査は、新聞等の広告、折り込みチラシ、フリーペーパー、インターネット販売における広告等の媒体を調査対象とし、景品表示法に関するガイダンスを受けた大学生や高校生が、学生の目線から「不当表示ではないか」と考えられる広告を収集し、県に報告します。県では、調査結果を踏まえ、景品表示法に抵触するおそれのある広告については、広告及び商品等の事業者団体へ表示の適正化を要望することとし、結果を公表するなど広く県民へ情報提供しています。

平成24年度の調査では、8大学（62人）と高校3校（179人）において実施され、40事業者の不当表示広告について文書注意を行いました。

2. 地域社会における消費者教育

【名古屋市（愛知県）】知的・精神障害者向けの金銭教育

本来、お金は生活を豊かにし、自分の「夢」をかなえるためのもので、これは知的・精神障害者についても同じことが言えます。

名古屋市消費生活センターでは、知的・精神障害者向けの金銭教育を「くらしのゼミナール」で実施しています。

「くらしのゼミナール」は、くらしの情報プラザで働いている情報アドバイザーが週1回程度のペースで実施しており、知的・精神障害者を対象としたものは、年10回程度実施しています。

講座では、日常及び社会のシチュエーションを想定し、学んだことを家庭や社会で実践できるように工夫しています。さらに、情報処理能力や個性の差異については、個人差が極めて大きく、講座の実施にあたっては、一人ひとりの状態を把握する必要があり、既存のプログラムをアレンジする等、1講座につき、概ね1ヶ月の準備期間が必要です。先行事例がない中で、保護者や支援者たちとの密接な相談・連携体制により、情報と認識の共有をはかりながら有効な方法をこれまで模索してきました。

さらに、大学の教育学部で特別支援教育を担当されている先生を講師として招き、知的・精神障害者教育に関する研修を情報アドバイザーが受講することで、障害者に対する消費者教育の質的向上を図っています。

2. 地域社会における消費者教育

【那覇市（沖縄県）】「目指せ！かしこい母ちゃん講座」の実施

～プレママとママを対象にした金銭教育～

那覇市では、比較的時間にゆとりのある妊娠さんや家計を預かる乳幼児のいるお母さんを対象に、生活設計や資金計画を立てることでこれらの子育ての不安を解消してもらえるよう、金銭教育に関する託児付きの新講座『目指せ！かしこい母ちゃん講座』を行っています。平成24年度は定員30人に対し、計3回の実施で、申込者数149人・受講者109人でした。

前半の「お母さんのためのお金の話」では、ファイナンシャルプランナーを講師として、子育て中の様々なイベントでどのくらいのお金がかかるのかといった将来計画が書き込めるシートの配布と説明を行いました。また、「挫折しない家計簿のつけ方」や「お金をためる6つの方法」等といった具体的な提案がありました。

前半の講師より「病気になつては、ファイナンシャルプランも意味を持たなくなってしまいますよ。」とお話があり、後半の助産師兼ヨガ療法士による「ヨガでイキイキ健康」講座につながりました。「生活を振り返り、改善する」という点で、両プログラムのメッセージが一致する講座となりました。

3. 職域における消費者教育

【豊田市（愛知県）】

事業所の社員等に対する講座や高齢者を消費者被害からまもるための取組

豊田市では、自主的活動グループや事業所に勤務する従業員などを対象に「移動消費生活講座」を消費生活相談員が講師となって実施しています。

平成24年度では、32回実施し、1,787人が受講しました。そのうち、事業者の従業員を対象としたものは、12回、654人となっています。

講座内容は、依頼者（事業者）の意向を踏まえて組み立てています。ある事業所では、初めに消費生活相談員からの説明を全体で聴講した後、8つの班に分かれて、グループワークを行いました。また、別の事業所では、人事担当の方が、消費者トラブルに関する研修の講師役を務めることになり、市では教材の提供などを行いました。

毎年度、その年の新規採用者を対象として、新社会人として知っておきたい消費者被害に遭わないための知識などに関する消費生活講座の依頼をする事業者もあります。

4. 小・中・高校等の教職員による消費者教育

【徳島県】

県教育委員会との連携と「くらしのサポーター」制度

～教員の県消費者情報センターにおける長期社会体験研修など～

徳島県では、平成15年度に徳島県消費者教育連絡会議を設立して、消費者教育・啓発の必要性について、教育委員会との共通認識を得るとともに、対策の検討等を行っています。

教員の長期社会体験研修では、「徳島県消費者情報センター」（県の消費生活センター）に県立学校の教員を1年間研修生として受け入れています。研修生は、業務体験を通して、消費生活トラブルの実態を把握するとともに、各学校への出前講座の講師となることで、消費者トラブルへの対応能力向上を図っています。

また、教育委員会では、採用後10年を経過した教員を対象に「10年経験者研修」等で消費者教育に関する研修を実施しています。

このほか、センターでは、消費者教育ワークシート集「かしこい消費者になろう」の作成や、教育委員会の協力のもと、小・中・高等学校における消費者教育の現況を調査し、教材作成に生かすなどの取組をしています。

5. 大学等の教職員による消費者教育

【滋賀県】大学と連携した消費生活講座 ～若い世代の中核的な人材の育成～

滋賀県では、消費生活分野の知識を持った若い世代の中核的な人材の育成を図ることを目的として、消費生活講座を県内の大学と連携して平成22年度から3年間実施しました。受講料は無料（教材費は自己負担）としたほか、対象を大学生に限定せず、滋賀県に在学・在住・在勤の方とするなど、幅広く門戸を開放しました（定員100人）。

消費者問題から、法律・経済知識・企業経営知識・地球環境問題等のカリキュラムを設け、消費生活アドバイザーの資格試験にも対応した幅広い知識を習得できるようにしています。

この取組により、これまで懸案であった大学との連携を実現することができ、学生のみならず教職員の消費者問題に対する意識も高まりました。

また、受講者から毎年、消費生活アドバイザー試験の合格者を輩出するなど、消費生活相談に対応できる人材の育成につながっています。合格者の中から自治体の消費生活相談員になられた方もいます。

6. 消費者団体・NPO等の地域人材による消費者教育

【東庄町（千葉県）】

社会福祉協議会を中心とした「消費生活見守り隊」の構築 東庄町では、高齢者や児童の見守りのため、社会福祉協議会との連携により、「東庄町見守りネットワーク」を組織し、民生委員に対する研修会や、住民からの「心配事相談」の受付等を実施しています。

また、ネットワークの構成員として、民生委員やボランティア協議会のボランティアが、「消費生活見守り隊」として、月に1回、独居高齢者全世帯に対してお弁当を配達し、安否確認とともに、悪質商法に関する注意喚起が印字されたエコバックなどや、リーフレットを手渡しで配布するなど、現場で接する見守り役を介した啓発活動を行っています。「消費生活見守り隊」が得た情報は、社会福祉協議会を通じて町が把握し、被害実態や不審者情報等を、広く町民に提供しています。

6. 消費者団体・NPO等の地域人材による消費者教育

【土別市（北海道）】

「消費者被害防止ネットワーク」から広がる市民・学校での消費者教育事業

土別市では、悪質商法から市民を守るために「土別市消費者被害防止ネットワーク」事業を実施し、消費者団体のほか、防犯、交通安全、自治会などの9団体や警察署・各学校等が、消費生活センターに情報提供し、センターからネットワーク登録団体（行政機関、介護・福祉施設、学校・児童館・幼稚園・保育所、地元企業や医療機関等183団体）を通じて、市民に情報提供しています。

また、発達段階に応じた消費教育を行うとともに、家庭や地域社会との連携を図ることを目的として「学校消費者教育モデル事業」を実施しています。この事業では、教育担当者と消費生活相談員が連携して「消費者教育模擬授業」を実施し、小・中学生を対象とした「参加型」・「体験型」の「土別市消費者教育支援プログラム」を全学校に提供しています。

さらに、インターネットや携帯電話の知識を伝える巡回授業や、様々な企業に協力を求め体験型の「特別授業」の実施や、当市オリジナル副読本「くらしのノート」の作成をしています。

土別市では、このように、地域の課題や住民のニーズに応えながら、消費生活行政のサービスの質を保ち、消費者教育の水準を高めていくため、消費生活相談員がコーディネーターの役割を果たしています。また、啓発や消費者教育関係事業を、周辺の3町にも提供しています。

7. 事業者・事業者団体による消費者教育

【品川区（東京都）】

企業の社会貢献活動（CSR）と連携した「消費者教室」

品川区では、企業などの多様な主体と区が協働してまちづくりを推進することを区政運営の基本と定め、区内に本社または事業所等を有する39の企業（平成25年6月1日現在）と品川区役所からなる「しながわCSR推進協議会」を設置しています。

この協議会の会員企業と連携した出前授業等の消費者教室として、例えば、製造業の企業は、保育園や幼稚園、マンションの集会所や流通店舗などで「エレベーター・エスカレーターの正しい乗り方教室」を開催しています。（平成24年度は、区立保育園11園・約700人が参加）この他にも、情報・通信業の企業による「インターネットの安全な利用方法や知恵を学ぶ授業（当該企業と教育委員会とが協働して作成した教材を活用。24年度は、小学校27校・51クラス・1,541人が参加）」や、卸売業の企業による「自然から得られる資源の大切さを伝える環境プログラム（24年度は、小学校2校・2クラス・約70人が参加）」などがあります。

出前授業等に企業の若手社員が講師等で参加することで、若手社員の教育プログラムとして活用でき、働くことの意義を再確認できるなど、企業側にとっては社員育成に繋がるという効果もあります。

8. 消費者による消費者教育

【かほく市（石川県）】

行政と消費生活推進員が協働する啓発活動

かほく市では、「生活じょううずな消費者になろう！」というキャッチフレーズのもと、3人の消費生活推進員が、敬老会など地域で行なわれる行事において、年齢層に応じた最新の消費者トラブルの事例をテーマとした寸劇を上演し、ケーブルテレビで放映したり、自作した寸劇等のDVDを消費生活センター前で放映しています。

また、年間20回以上の出前講座を実施しており、平成24年度の受講者は3,000人を超みました。さらに、市民から気になる訪問業者などの情報提供を受けたり、消費生活センターへの相談を促したりするなど、地域に密着した活動を展開しています。

また、「かほく市民のための消費者力アップセミナー」を開催し、消費生活推進員の活動紹介や、弁護士による金融講座などを行いました。このセミナー修了者6人と消費生活推進員3人で、消費生活サークル「ひだまり」を結成し、消費生活センターの周知、啓発を行っています。

9. 消費者教育の資源(教材等)の作成・活用

【神戸市（兵庫県）】「神戸消費者教育センター」の設立

神戸市では、「神戸消費者教育センター」を平成24年7月に開設しました。

当センターでは、テーマごとの多様な展示のもと、実践的な学習の場としても利用することができます。

「悪質商法対策コーナー」や「家庭の安全・安心コーナー」では、神戸市内で実際にあった悪質商法の事例や、兵庫県下で実際に発生した製品事故の事例等について、パンフレットや各種資料で学ぶことができます。「子どもコーナー」では、児童・生徒がゲームや展示から消費生活について学ぶことができます。その他「自主学習コーナー」、「法令・制度改正コーナー」、「商品・ものしりコーナー」、「省エネ・省資源製品紹介コーナー」など、子どもを含む市民の方々が、消費生活に関する学習を幅広く行えるコーナーもあり、小学校の生活科・総合的学習や中学校の家庭科の先生方の教材研究等の利用も始まっています。

また、消費生活講座を開催できるスペースでは、市民の要望するテーマに応じて、職員が講座を実施しています（セミナー18回、377人）。